

2. 前項の申し込みがあった場合は、ハンディキャブ運行受付簿（第2号様式）により、日程等を調整し、申し込み者に利用予定日における利用の可否を連絡するものとする。

（取り消し）

第9条 利用申し込み者が利用を取り消しする場合は、速やかに連絡しなければならない。

2. 車輛の故障、災害等により運行が不可能な場合は、決定を取り消すことができる。

（利用料）

第10条 利用料は無料とする。ただし、有料道路及び有料駐車場を利用する場合の費用は利用者の負担とする。

（安全確保）

第11条 運行の安全確保を図るため利用者及び付添看護者は、運転者の指示に従うものとする。

2. 車内への危険物の持込みは、禁止する。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(第1号様式)

ハンディキャブ利用登録申請書			
平成 年 月 日			
社会福祉法人			
三浦市社会福祉協議会長 殿			
申請者住所 三浦市			
氏名 ㊟			
電話番号			
障害者との続柄			
下記のとおり申請します。			
利用者氏名		男・女	生年月日 年 月 日
住 所	三浦市		
障 害 区 分			
利用する設備	車椅子・寝台車	付き添い者の続柄	
利 用 目 的			
目 的 地			
利 用 時 間			

ハンドイクヤブ運行受付簿

平成 年 月 分

日	曜日	利用者	受付日	利用目的	行	先	利用予定時間	設備の利用	付	添	運転者	運転者への連絡	走行距離	備	考

三浦市ねたきり老人日常生活用具貸与事業実施要綱を次のように定める。

平成元年三月三十日

三浦市長 久野 隆作

三浦市ねたきり老人日常生活用具貸与事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、ねたきり状態となっている老人(以下「ねたきり老人」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を無料で貸与することにより、日常生活の利便を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第二条 用具の貸与を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、原則として、市内に居住するおおむね六十五歳以上のねたきり老人とする。

(用具の種類)

第三条 貸与する用具は、次の各号のとおりとする。

- 一 特殊寝台
- 二 エアーマット
- 三 ポータブルトイレ
- 四 簡易浴槽
- 五 洗髪機
- 六 体位交換器

(貸与期間)

第四条 用具の貸与期間は、三月以内とする。ただし、対象者の属する世帯の生計の中心となっている者(以下「生計中心者」という。)の前年の所得税額が二十五万円以下の場合にあっては、再度申請することによって継続することができる。

(申請手続)

第五条 用具の貸与を受けようとする者(生計中心者をいう。)は、ねたきり老人日常生活用具貸与申請書(第一号様式)に源泉徴収票その他の前年の所得税額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第六条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、貸与の適否等を決定のうえ、ねたきり老人日常生活用具貸与決定・却下通知書(第二号様式)により申請者に通

知するものとする。

(届出義務等)

第七條 用具の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号のいづれかに該当するときは、市長に届け出たうえで、その指示に従わなければならない。

- 一 自己の責任に帰すべき事由により用具及び付属品の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき。
- 二 第二條に規定する対象者でなくなつたとき。
- 三 第五條に規定する申請の内容に変更を生じたとき。

(用具の取扱い)

第八條 使用者及び生計中心者は、次の各号に掲げる事項を誠実に守らなければならない。

- 一 用具の維持及び管理に十分配慮するとともに、その用具を他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 二 用具の貸与期間が満了したときは、速やかに用具を返還すること。
- 三 その他市長の指示に従うこと。

(帳簿書類の備付け)

第九條 市長は、ねたきり老人日常生活用具貸与申請処理簿(第三号様式)を備え、常にその貸与状況その他の必要事項を明らかにしておかなければならない。

(調査)

第十條 市長は、使用者の申請内容等について年一回以上調査するものとする。

(事業の委託)

第十一條 市長は、必要があると認めるときは、法令に違反しない範囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委託することができる。

(委任)

第十二條 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。